

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(仮称)(確定拠出年金法の一部改正に係る部分)
規制の名称	確定拠出年金運営管理機関に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和5年1月～3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の確定拠出年金法においては、確定拠出年金運営管理機関に対して、営業所における標識の掲示を義務付けている。当該規制は、営業所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>現行の確定拠出年金法においては、確定拠出年金運営管理機関に対して、営業所における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>厚生労働省及び金融庁が確定拠出年金運営管理機関に対して規制の内容の変更を情報提供することにより、確定拠出年金運営管理機関によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面揭示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、確定拠出年金運営管理機関は、自らが確定拠出年金運営管理業を営むことができる法人として主務大臣の登録を受けたものであることを示す標識をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、確定拠出年金運営管理機関の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、自らが確定拠出年金運営管理業を営むことができる法人として主務大臣の登録を受けたものであることを示す標識のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるため、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>遵守費用総額としては、1者当たりの単価(作業員1名×2時間×時給2000円)×事業者数約220=88万円程度と考えられる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	-
副次的な影響及び波及的な影響の把握	なし

費用と効果(便益)の把握	-
代替案との比較	-
その他の関連事項	事前に業界団体に対し、本件対応により発生する事務負担や費用等について説明し、議論を行っている。また、事業者への事務負担等を最小限に抑えている。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。